

1. 目次

【1】弁理士インタビュー特集：プラチナバイオ株式会社 島原 留美子さん
(特許庁)

【2】審判実務者研究会 2025 の報告書を公表しました (特許庁)

【3】【IP ePlat】令和8年3月コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)

■ イベント情報 ■

【4】知財部員が知っておきたい、記載要件に関する3つの重要知識 (前編/後編)
のご案内 (発明推進協会)

2. 内容

【1】弁理士インタビュー特集：プラチナバイオ株式会社 島原 留美子さん
(特許庁)

弁理士は、発明やデザイン、ブランドなどの知的財産を守り、技術やアイデアを社会につなげる専門家です。本特集では、実際に弁理士として活躍する方々へのインタビューを通じて、弁理士を目指したきっかけ、仕事の魅力、ワークライフバランス、弁理士試験を受験した当時の体験談などを紹介します。

第1回の田中 咲江さん (日本弁理士会中国会会長) のインタビュー記事に続き、第2回として、同じく日本弁理士会中国会所属でプラチナバイオ株式会社に勤務されている島原 留美子さんの記事が公開されました。是非御覧ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/news/benrishi_about/interview/index.html

【2】審判実務者研究会 2025 の報告書を公表しました (特許庁)

特許庁審判部では、平成18年度 (2006年度) から、産業界、弁理士、弁護士、裁判官 (オブザーバー参加) 及び審判官という各々立場の異なる審判実務関係者が一堂に会して審決や判決についての研究を行う「審判実務者研究会」(当初は「進歩性検討会」) を開催し、その成果を公表するなどの取組を行っています。

今年度の本研究会では、5つの分野において、一般的な論点 (測定方法と明確性要件、技術常識等を踏まえた進歩性判断、サポート要件、クレームで用いられている用語の解釈と明確化、商標法4条1項7号に係る後発的無効理由 (商標法46条1項6号)) 及び各1件の個別事例について検討しました。

今年度の研究会における成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書 2025」を作成しましたので公表します。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo.html

【3】【IP ePlat】令和8年3月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

誰でも無料で学べる、INPITの知的財産eラーニングサイト「IP ePlat」にて、新たに動画教材をリリースいたしました。

同月にコンテンツ追加があれば、本記事を順次更新し、お知らせいたします。

記事内のご希望のコース名をクリックし、各コースの概要説明をご確認ください。

◆（意匠編）INPITが提案する！J-PlatPat おすすめ利用フロー

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEujo8zTezNmRJA%3d%3d#no-back

◆（商標編）INPITが提案する！J-PlatPat おすすめ利用フロー

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEugxiqanm1Vxww%3d%3d#no-back

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20260317.html

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】知財部員が知っておきたい、記載要件に関する3つの重要知識（前編/後編）
のご案内（発明推進協会）

発明を発掘し、苦労を重ねて出願や中間処理を経て特許を取得しました。満を持して権利行使したら侵害が認められず忸怩たる思いをする。知財部員としてもっとも悔しい瞬間ではないでしょうか。他社製品がクレームから外れていたならいざ知らず、記載不備が理由では諦めきれません。

平成末期に知財高裁から記載要件に関して特許権者に有利な多くの裁判例が出ました。プロパテントの時代の到来です。それから約10年が経ちました。令和の時代にこの傾向は続いているのでしょうか、新たな傾向は見られるのでしょうか。

